

京都市心身障害者扶養共済事業条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年6月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 25 号

京都市心身障害者扶養共済事業条例施行規則の一部を改正する規則

京都市心身障害者扶養共済事業条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1号様式注以外の部分中

「

京都市心身障害者扶養共済事業に関する重要事項の説明 の内容を理解し、その内容に同意します。	確認印
	㊟

を

」

「

京都市心身障害者扶養共済事業に関する重要事項の説明の内容を理解し、 その内容に同意します。 年 月 日 氏名
---

に

」

改める。

第9号様式注以外の部分中

「

氏 名（記名押印又は署名）  ㊟
------------------------

を

」

「

氏 名  電話 ー
-----------------

に,

」

氏 名			年 月 日生 ⑩	を
職 業	加入者との関係	障害者との関係		

氏 名			年 月 日生	に,
加入者との関係		障害者との関係		

旧年 金受 取人	住 所			を
	氏 名	年 月 日生 ⑩		

旧年 金受 取人	住 所			に
	氏 名	年 月 日生		

改める。

第12号様式注以外の部分中

「  
申請者の氏名（記名押印又は署名）  
⑩  
を  
」

「  
申請者の氏名  
電話 —  
に改める。  
」

第13号様式注以外の部分中

「  
加入者の氏名（記名押印又は署名）  
⑩  
を  
」

「  
加入者の氏名  
電話 —  
に改める。  
」

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)